

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
YMCA米子医療福祉専門学校	平成5年12月20日	渡邊 達生	〒683-0825 鳥取県米子市錦海町3-2-2 (電話) 0859-35-3181																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人広島YMCA学園	昭和42年3月22日	松井 敏	〒730-8523 広島県広島市中区八丁堀7-11 (電話) 082-228-2266																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	介護福祉士科	平成7年文部科学省告示第146号																				
学科の目的	教育基本法及び学校教育法に従い、高等学校卒業生に対し医療及び福祉等の技能教育を行い、YMCA(キリスト教育年会)の特色であるキリスト教精神に基づく徳性の涵養、知性の研磨、健康の増進及び健全な社交指導の4方面にわたる民主的「全人教育」を行い、もって地域の医療福祉の向上に資することを目的とする。																						
認定年月日	平成28年3月31日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2年	106	77	6	23	0	0	単位																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
80人	29人	0人	3人	29人	32人																		
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 科目試験・実習の成績、履修状況、その他の方法に基づいて行う。成績基準はA: 80～100点、B: 70点～79点、C: 60点																			
長期休み	■夏期: 8月下旬～9月末 ■冬期: 12月下旬～1月上旬 ■春期: 3月下旬～4月上旬		卒業・進級条件	卒業は、2年以上在籍し、所定の学費を納入し、定められた授業科目を履修し、規程の単位を修得した者。進級は、当該学年の全課程を修了したと認められる者。																			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 定期的にクラス担任が個別面談を行い、状況に応じて保護者へ連絡し保護者との面談を行う。また授業によっては補習の時間を設け、学力の底上げを図っている。		課外活動	■課外活動の種類 手話サークル ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)																			
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 社会福祉法人こうほうえん、敬仁会、真誠会、日南福祉会など		主な学修成果(資格・検定等)※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士国家試験</td> <td>②</td> <td>11人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士国家試験	②	11人	11人								
資格・検定名	種	受験者数		合格者数																			
介護福祉士国家試験	②	11人	11人																				
■就職指導内容 就職ガイダンスおよび就職説明会の個別面談の実施、面接、電話の掛け方、履歴書の書き方などのマナー講座の授業を行い、就職活動のフォロー体制を組んでいる。		■卒業生数 11人 ■就職希望者数 11人 ■就職者数 11人 ■就職率 100% ■卒業生に占める就職者の割合 100%		<p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p>																			
■その他 URL		(令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)		■自由記述欄																			
中途退学の現状	■中途退学者 0名 令和3年4月1日時点において、在学者26名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者26名(令和4年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由		■中退率 0%	■中退防止・中退者支援のための取組 定期的な面談、スクールカウンセリング、保護者との面談など																			
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無 ※有の場合、制度内容を記入 奨学生入試で認定を受けた場合、認定基準によって学費を免除 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有)無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構、受審年月: 2017.7.12																						
当該学科のホームページURL	URL: http://www.hymca.jp/yonago/																						

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程編成委員会は本校の実習施設の指導者、関連団体の役職員、学生の就職先である病院・福祉施設の医療あるいは福祉の専門職を委員として委嘱する。委員会は、本校の実践的な職業教育の質の向上のために、現場の意見として本校の教育課程に関する意見を委員から聴取し、その意見をもとに本校教育課程に足りないもの、余分なもの、改善させるべきものを明らかにし、カリキュラムの改善に役立たせる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は本校の主務者、教務部長、各教科長からなる運営会議(別紙資料 組織図)直属の委員会である。教育課程編成委員会で聴取された意見は、運営会議で検討し、決定した内容をさらに教務委員会で細部を検討し、それを元に各科の教育課程を改善していくこととする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
小倉 格	社会福祉法人尚仁福祉会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	③
三谷 管雄	清水病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日	③
土井 宜幸	介護老人保健施設はまかぜ	令和4年4月1日～令和6年3月31日	③
段 敬史	鳥取県作業療法士会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	①
渡邊 達生	YMCA米子医療福祉専門学校 校長		
馬場 孝	YMCA米子医療福祉専門学校 教務部長		
岩崎 裕子	YMCA米子医療福祉専門学校 理学療法士科 科長		
田住 秀之	YMCA米子医療福祉専門学校 作業療法士科 科長		
増田 孝之	YMCA米子医療福祉専門学校 介護福祉士科 科長		
三谷 信勝	YMCA米子医療福祉専門学校 事務長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

第1回 令和3年 6月22日 18:30～19:20

第2回 令和3年 9月21日 18:30～19:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

第1回の教育課程編成委員会のご意見で本校のカリキュラムに医学倫理やサービス利用者の権利を尊重するような授業が少ない。という意見に対し、すぐに授業を新設することは難しいが、倫理観を育てるような特別講義の開催やそれぞれの専任教員の授業や担任が実施するチュートリアルアワーに倫理、人権に関する講話や学生同士の討論を実施する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

見学実習・施設実習については、それぞれ実習目的・実習目標・実習内容を示し、各施設・病院に理解を得た上で、学生が実習目標に到達することができるよう、実習指導者と教員で意見交換を図り連携をとりながら指導を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

教員は週1回の巡回指導を行い、実習指導者と調整を行いながら学生の実習指導を行う。学習成果については、実習指導者と学校の双方向評価を行う。

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
見学実習 I	さまざまな生活の場において実習施設の概要と生活支援の実際を見学し、基礎的な知識を学ぶ。また、実習生としての自覚を持って実習に取り組み、対人関係における基本的態度を学ぶ。	実習受け入れ施設 計 20施設
施設実習 I A	実習先の概要を理解し、対象者の生活の継続性を学ぶ。また、比較的コミュにーションが可能な受け持ち対象者と関わり、人間関係構築に求められる態度・姿勢を学ぶ。対象者の思いや生活史を踏まえてICFの視点から現在の生活の理解に努める。情報をもとに現在実践されている介護の目的を学び、専門職としての視点を養う。受け持ち対象者を中心に基本的な生活支援技術を実践し、介護の実際を学ぶ。	実習受け入れ施設 計 23施設

施設実習ⅠB	実習先の概要を理解し、基本理念をふまえて組織としてケアを行う視点(チームアプローチ)を養う。個別ケアを理解するために受け持ち対象者と関わり、介護過程の初歩を学習する。具体的には情報収集し、生活課題を考える。また、複数の対象者に対して、生活支援を実践し、基本と応用の違いを学ぶ。	実習受け入れ施設 計 20施設
施設実習Ⅱ	実習施設の概要を理解し、福祉機器の活用、日常生活支援の実践、他職種との連携を学び、ケアチームの一員としての介護サービス提供を学ぶ。また、施設の運営プログラムに参加し在宅介護との連携も視野に入れてサービス全般を理解する。特定の対象者に対して介護過程の展開を行い、介護専門職に必要な知識・技術・姿勢を養う。	実習受け入れ施設 計 19施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

鳥取県介護福祉社会が主催する研修会への参加や、各自がテーマにしている学会への参加等、また病院や施設の臨床現場での定期的な研修を行っている。

日々進化する医療・福祉分野の知識や技術を吸収することは、学生の講義において活用していくためでもあり、研修の参加費を補助するなど教員が研修を受けやすい支援を可能な限り行うことを方針としている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

福祉施設における、最新の看護技術の実際を把握するため、施設見学・研修を行った。
地域包括ケアシステムの現状を把握するため、地域研修会等を行った。

② 指導力の修得・向上のための研修等

多様化する学生に対応するため、特別支援教育士養成セミナーを受講した。
教育の質向上のためコーチング研修を行った。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

県介護福祉社会、介護福祉教育学会、介護協教職員研修会に参加予定。
福祉用具展示会・説明会に参加予定。

② 指導力の修得・向上のための研修等

介護福祉教育学会、特別支援教育に関する研修、教職員研修に参加予定。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

毎年学校で行う自己評価結果について、学校が選定した学校関係者評価委員から構成される学校関係者評価委員会
でその結果について検討を行う。そこで検討された委員会の客観的な意見は、学校運営の改善を図るうえで反映していく方針である。学校評価委員会では学校で行う自己評価結果の説明を行うと共に、自己点検評価の根拠となる資料の提供を行う等の情報を提供し、学校評価委員に意見や助言が得られやすくなるよう努める。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	(11) 国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会の報告書を教員会議において共通理解する。その上で、各科の科会や学校運営会議を通じて学校関係者評価委員会が出された意見を検討し、学校運営に反映させていくこととしている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
段 敬史	介護老人保健施設サンライズ名和	令和3年4月1日～令和5年3月31日	企業等委員
小倉 格	社会福祉法人尚仁福祉会	令和3年4月1日～令和5年3月31日	卒業生
稲田 政雄	社会福祉法人みずうみ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	企業等委員
安達 久美子	鳥取県済生会境港総合病院	令和3年4月1日～令和5年3月31日	卒業生
吾郷 秀吉	博愛病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日	企業等委員
鷺見 洋	デイサービスセンター博愛苑	令和3年4月1日～令和5年3月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 令和4年7月

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.hymca.jp/yonago/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校に関係のある病院・施設の関係者が、本校について理解し、連携、協力を図っていくために、本校の教育方針を始めとした学校運営についての情報を可能な限り提供する。必要な情報については学校HPに掲載し公開する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	(10) 国際連携の状況
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL: <http://www.hymca.jp/yonago/>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程介護福祉士科) 令和2年度カリキュラム															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を習得する。	1前	30	2	○			○	○	○		
○			人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養う。	1前	30	2	△	○		○			○	
○			社会の理解A 生活と福祉	①学生は、利用者一人一人が誇り（尊厳）を持って自立した生活を営むことを目標としていることを知り、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間をとらえる視点を養い、人間の生活と社会の関わりや自助から公助に至る過程について理解する。②我が国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて理解する。	1前	30	2	○			○			○	
○			社会の理解B 制度論	①介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎知識を習得する。②介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する。	1後	30	2	○			○			○	
	○		学習基礎演習	介護を必要とする人を生活者としてとらえ、レクリエーションを通して、コミュニケーションの促進、健康づくり、生きがいづくりを支援するための知識・技術を習得する。獅子舞を通じて文化を知るとともに他者とのかかわりを学ぶ。	1前	30	2				○	○			○
		○	救急法	意識障害・呼吸停止・心停止などに際する一次救命処置（心肺蘇生法およびAED操作）を習得することに加えて、内科的救急ならびに外傷などの外科的救急において、傷病者の観察による正しい応急手当の判断、そして、その手当の実際に必要な知識や技術を習得する。	1前	15	1	○			○	○			○
○			保健体育	生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の向上を図り、健康の保持増進のための知識・実践力を習得する	1前	30	2				○	○			○
○			情報科学	社会の情報化の進展をふまえ、情報機器等を活用して情報に関する科学的思考力・判断力を養うための基礎的知識・技術を習得する。	1後	30	2				○	○			○

○		食品衛生と調理	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。具体的には、調理の基本技術と基本知識を学び、介護を必要とする人それぞれの食べる機能の状態に合わせた食事の介護を学ぶ。	1 後	30	2			○	○					○
○		被服実習	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。具体的には、生活支援技術Ⅰ・介護の基本（家政）関連科目として、生活習慣と装いの楽しさを支える介護の工夫を習得する。	1 後	30	2	○		○	○	○				○
○		介護過程Ⅰ	他の科目の学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切なサービスの提供ができる能力を養う学習とする。	1	60	4	○	△		○					○
○		介護総合演習Ⅰ	①「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための基本的知識を習得する。②介護における安全やチームケアを理解する。	1	60	4	○	△		○					○
○		見学実習Ⅰ	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	1 前	90	2			○		○	○			○
○		施設実習ⅠA	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	1 後	90	2			○		○	○			○
○		医療的ケアⅠ	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	1 後	30	2	○			○					○
	○	介護福祉学セミナー	卒業時共通試験に向けての学習方法の指導を行う。国家試験・共通試験等の過去問題を行い、苦手分野の確認と復習を行う。	2	45	3	○			○					○
○		認知症疾患	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2 前	30	2	○			○					○
○		認知症の介護	認知症に関する基礎知識を習得するとともに、認知症の人の体験や意思表示が困難な特性を理解する。そこから、本人、その家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を修得する。	2 前	30	2	○			○					○

○		施設実習 I B	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	2 前	120	3				○	○	○	○
○		施設実習 II	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	2 後	150	3				○	○	○	○
○		医療的ケア II	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	2 前	30	2	○			○	○	○	
○		医療的ケア III	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	2 後	30	2	○	○		○	○	○	
合計			46科目		106単位時間(1890単位)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
2年以上在籍し、所定の学費を納入し、卒業に必要なと定められた授業科目を履修し、規程する単位を修得する。		1 学年の学期区分	前・後期
		1 学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。